

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第41号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則
(佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和55年佐賀県規則第53号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号。以下「法」という。)、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)及び<u>佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例</u>(平成24年佐賀県条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町長の事務)</p> <p>第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成12年佐賀県条例第2号)第2条の表の第6号(1)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>特定鳥獣の数を調整する</u>目的で行うイノシシの捕獲等</p> <p>(申請等の様式)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる申請、届出又は請求は、それぞれ当該</p>	<p><u>佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号。以下「法」という。)、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)及び<u>佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例</u>(平成24年佐賀県条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町長の事務)</p> <p>第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成12年佐賀県条例第2号)第2条の表の第6号(1)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第二種特定鳥獣の生息数を適正な水準に減少させる</u>目的で行うイノシシの捕獲等</p> <p>(申請等の様式)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる申請、届出、<u>請求等</u>は、それぞれ当該</p>

改正前	改正後
<p>各号に定める申請書、届出書又は請求書により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11)～(16) 略</p> <p>(17) 略</p>	<p>各号に定める申請書、届出書、<u>請求書等</u>により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第14条の2第8項第2号に規定する確認の申請 夜間銃猟確認申請書（様式第3号の2）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>法第18条の3第1項の規定による認定の申請 認定申請書（様式第4号の2）</u></p> <p>(7) <u>法第18条の7第1項の規定による変更の認定の申請 変更認定申請書（様式第4号の3）</u></p> <p>(8) <u>法第18条の7第3項の規定による変更の届出 認定事項変更届出書（様式第4号の4）</u></p> <p>(9) <u>法第18条の7第4項の規定による事業の廃止の届出 認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書（様式第4号の5）</u></p> <p>(10) <u>法第18条の8第2項の規定による有効期間の更新の申請 認定有効期間更新申請書（様式第4号の6）</u></p> <p>(11)～(16) 略</p> <p>(17) <u>法第38条の2第2項の規定による許可の申請 麻醉銃猟許可申請書（様式第10号の2）</u></p> <p>(18)～(23) 略</p> <p>(24) <u>省令第13条の9第1項の規定による交付の申請 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書（様式第15号の2）</u></p> <p>(25) <u>省令第19条の9第3項の規定による再交付の申請 認定証再交付申請書 認定証亡失届出書（様式第15号の3）</u></p> <p>(26) <u>省令第59条の2に規定する確認 狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面（様式第15号の4）</u></p> <p>(27) 略</p>

改正前	改正後
<p>(<u>鳥獣保護員</u>の設置)</p> <p>第11条 法第78条の規定により県に<u>鳥獣保護員</u>を置く。</p> <p>2 <u>鳥獣保護員</u>の人員、担当区域その他必要な事項については、別に定める。</p>	<p>(<u>鳥獣保護管理員</u>の設置)</p> <p>第11条 法第78条の規定により県に<u>鳥獣保護管理員</u>を置く。</p> <p>2 <u>鳥獣保護管理員</u>の人員、担当区域その他必要な事項については、別に定める。</p>

様式第1号から様式第3号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第8条関係）

夜間銃猟確認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

認定証番号
 〒 —
 申請者 主たる事務所の所在地
 名称
 電話番号 — —
 代表者氏名 印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第8項第2号及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第13条の8の規定に基づき、次の夜間銃猟に関する事項が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて確認を受けたいので、次のとおり申請します。

夜間銃猟の実施日時	
夜間銃猟の実施区域	
夜間銃猟の実施方法	
夜間銃猟の実施体制	
夜間銃猟をする者	
住民の安全の確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法	
備考	

- (注) 1 夜間銃猟の実施日時欄には、夜間銃猟を実施する予定の日程及び時間帯を記載すること。
- 2 夜間銃猟の実施区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、夜間銃猟の実施区域を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図及び必要に応じて実施場所の状況が分かる天然色写真を添付すること。
- 3 夜間銃猟の実施方法欄には、「誘引捕獲法（ハイタワー式）」等の方法を記載し、夜間銃猟の実施方法を明らかにした図面並びに射撃場所、射撃方向、その付近の状況、安全確保のための措置その他夜間銃猟の安全性を確保するために必要な事項を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真等の中から必要な書類を添付すること。
- 4 夜間銃猟の実施体制欄には、夜間銃猟を実施する際の従事者の配置、捕獲個体の回収体制、関係機関との連携方法等について記載すること。
- 5 夜間銃猟をする者欄には、夜間銃猟及び捕獲従事者の要件を満たす射手のうち本申請で夜間銃猟に従事する全ての射手の名前を記載し、認定書の写し及び認定鳥獣捕獲等事業に従事する捕獲従事者の名簿を添付すること。
- 6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第4号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の規定により指定猟法禁止区域における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、同条第11項において準用する同法第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。</u></p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>様式第4号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第4項ただし書きの規定により指定猟法禁止区域における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、同条第11項において準用する同法第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。</u></p> <p>略</p> <p>略</p>

様式第4号の次に次の5様式を加える。

様式第4号の2（第8条関係）

認定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 ー

申請者 主たる事務所の所在地
名称
電話番号 ー ー

代表者氏名 印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることについて認定を受けたいので、次のとおり申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他（ ）
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙1「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

記載上の注意事項

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃、空気銃、わな、網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 添付書類は別紙2に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類とする。

(別紙1)

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	※銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃砲の種類	※夜間銃猟をする者	

- (注)
- 1 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - 2 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類(第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許又は網猟免許)を記載すること。
 - 3 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類(散弾銃(ライフル銃の場合にあつてはその旨)、空気銃等)を記載すること。
 - 4 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - 5 救急救命講習の受講の有無欄については、捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。

(別紙2)

添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

- 法人の定款又は寄付行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職）
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の7に規定する研修に関する計画書
- 事業者の捕獲実績を記した書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）（事業の契約書、仕様書、事業報告書等）
- 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない旨の誓約書
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第4号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成27年環境省令第3号）附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（銃猟による事業を実施する場合）
- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）（夜間銃猟を実施する場合）
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類
 - ・捕獲実績に関する書類
 - ・人格識見を有する旨の推薦書
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

様式第4号の3（第8条関係）

変更認定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
 名称
 〒 ー
 電話番号 ー ー
 代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定に基づき認定を受けたいので、次のとおり申請します。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

（注） 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号の4（第8条関係）

認定事項変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
 名称
 〒 —
 電話番号 — —
 代表者氏名 印

次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定の規定により、届け出ます。

変更前の名称	
変更前の住所	〒 —
変更前の代表者の氏名	
認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更（予定）日	年 月 日	

記載上の注意事項

- 申請者の名称、住所又は氏名に変更がない場合は、「変更前の名称」、「変更前の住所」又は「変更前の代表者の氏名」を省略することができる。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

申請書類の変更を行うときは、変更後の書類を添付すること。

様式第4号の5（第8条関係）

認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称
電話番号
代表者氏名 印

認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日
廃止した日	年 月 日

（注） 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号の6 (第8条関係)

認定有効期間更新申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
 名称
 電話番号 — —
 代表者氏名 印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定に基づき、認定の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日
認定をした都道府県知事名	

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙1「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		
研修の実施状況		

記載上の注意事項

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃、空気銃、わな、網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 添付書類は別紙2に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類とする。

(別紙1)

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	※銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃砲の種類	※夜間銃猟をする者	

- (注)
- 1 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - 2 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許又は網猟免許）を記載すること。
 - 3 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあってはその旨）、空気銃等）を記載すること。
 - 4 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - 5 救急救命講習の受講の有無欄については、捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。

(別紙2)

添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

※前回申請時に提出した書類から変更がなく、知事が別に指示する書類については、その添付を省略することができる。ただし、下線のものは必須。

- 法人の定款又は寄付行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿(代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職)
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程(夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類(新たに受講した者に限る。)
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類(新たに修了した者に限る。)
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類(新たに修了した者に限る。)
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の7に規定する研修に関する計画書
- 研修の実施状況に関する報告書
- 事業者の捕獲実績を記した書類(鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。)(事業の契約書、仕様書、事業報告書等)
- 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第4号(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令(平成27年環境省令第3号)附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書(銃猟による事業を実施する場合)
- 捕獲従事者の銃所持許可証の写し(麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)(夜間銃猟を実施する場合)
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類
 - ・捕獲実績に関する書類
 - ・人格識見を有する旨の推薦書
- 夜間銃猟安全管理講習の講習修了証の写し(新たに修了した者に限る。)
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

様式第 5 号から様式第10号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、様式第10号の次に次の 1 様式を加える。

様式第10号の2（第8条関係）

麻醉銃猟許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 ー

申請者 住 所 ー ー

電話番号 ー ー

ふりがな

氏 名 印

職 業

生年月日 年 月 日生

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第1項の規定に基づき、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲等の期間	
捕獲等の区域	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日（所持許可者以外が実施する場合は人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）	年 月 日

記載上の注意事項

- 1 使用する麻醉薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
- 2 住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由欄には、当該住居集合地域で実施しなければならない理由、麻醉銃猟によらなければならない理由等を記載すること。
- 3 捕獲等の区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図等を添付すること。
- 4 危害の防止のための措置欄には、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置（方法等の工夫等）を具体的に記入すること。
- 5 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

留意事項

住居集合地域の麻醉銃猟については、本許可申請の他に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づく許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条第2項に基づく危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。

様式第11号及び様式第12号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、様式第13号から様式第15号までを次のように改める。

様式第13号（第8条関係）

（表面）

※登録番号								
※狩猟免許								
※損害の賠償								
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無								
※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別								
※整理番号		※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別						
<p style="text-align: center;">狩猟者登録申請書</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>			写真					
住所	(〒 —)	収入証紙						
	電話番号 (— —)							
ふりがな								
氏名	印							
生年月日	年 月 日生							
<p>下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□に✓印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びに所持する免許の種類（□に✓印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入。</p> <p>なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□に✓印を付す。）。</p>								
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許		都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は□に✓印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載する。)					
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()			
(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別 (該当の□に✓印を付する。)					
<input type="checkbox"/> 許可捕獲等をした者 <input type="checkbox"/> 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者		<input type="checkbox"/> 許可捕獲等に従事した者 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない			
(5) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種猟銃免許又は第2種猟銃免許の場合)					
第1種 猟銃免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃				
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
第2種 猟銃免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(8) 職業					
<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者					
4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者					
8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者					
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業					
14 無職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。					
4 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。					
また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別の欄は、該当者である場合は「有」を、該当者でない場合は「否」と記載するものとする。					
6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。					
添付書類					
1 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面					
2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚					
3 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類					
4 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者にあつては、狩猟税減免措置について要件を備えていることを証する書面					
備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。					

様式第14号（第8条関係）

（表面）

※登録番号								
※狩猟免許								
※損害の賠償								
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無								
※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別								
※整理番号		※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別						
佐賀県知事 様			写真					
年 月 日								
住所	(〒 —)	収入証紙						
	電話番号 (— —)							
ふりがな								
氏名	印							
職業								
生年月日	年 月 日生							
変更しようとする狩猟者登録証の番号	号							
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日							
<p>下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。</p> <p>記</p> <p>(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類（□に✓印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びに所持する免許の種類（□に✓印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入（変更がある場合のみ記入）。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□に✓印を付す。）。</p>								
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号		
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許		都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免許の番号

(裏面)

(2) 変更をしようとする場所 (変更がある場所のみ記入)					
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種猟銃免許又は第2種猟銃免許の場合)					
第1種 猟銃免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃				
	空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)				
第2種 猟銃免許	空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)				
記載上の注意事項					
1 狩猟者変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
3 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は記入しないこと。					
4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。					
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。					
6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。					
添付書類					
1 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚					
2 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類					
3 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者である場合は、狩猟税減免措置について要件を備えていることを証する書面					
備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。					

様式第15号（第8条関係）

年 月 日		住所等変更届出書 許可証等亡失届出書 許可証等再交付申請書
佐賀県知事 様		
住所	(〒 —) 電話番号 (— —)	収入証紙
ふりがな		
氏名		印
生年月日	年 月 日生	
職業		
<p>(該当項目の□に✓印を付す)</p> <p><input type="checkbox"/> 住所・氏名等に係る区分の変更届出書（※1） 下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第46条第1項、第61条第4項）又は同法施行規則（第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第13条の9第5項、第13条の9第6項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項、第46条の2第5項）の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出書（※2） 下記のとおり変更があったので、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第13条の9第7項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第46条の2第6項、第50条、第65条第10項）の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/> 再交付申請 下記のとおり狩猟免許等を亡失（滅失、汚損、破損）したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項）又は同法施行規則（第11条の2第7項、第13条の9第4項、第46条の2第4項）の規定により狩猟免許等の再交付を申請します。</p>		
狩猟免許等の種類	<p>(該当項目の□に✓印を付す。)</p> <p><input type="checkbox"/> 狩 猟 免 状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 鳥獣の捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従 事 者 証 <input type="checkbox"/> 承認証（対象狩猟鳥獣） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証（特定猟具使用） <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証</p>	
番号		
交付年月日	年 月 日	
変更・亡失年月日	年 月 日	
※1	変更事項	(該当項目の□に✓印を付す。) <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証番号及び交付年月日 <input type="checkbox"/> 使用しようとする猟具 <input type="checkbox"/> 狩猟免許の効力停止
	変更内容	旧 新
※2	変更事項	(該当項目の□に✓印を付す。) <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった。 <input type="checkbox"/> 当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった。
亡失又は再交付の理由		

記載上の注意事項

- 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□に✓印を付すこと。
- 2 ※1印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限り記入すること。
 なお、変更届には、住所、氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写等）を添付すること。
 (届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りる。)
 ※2印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届け出に限り記入すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 法人にあっては、住所欄は主たる事務所の所在地を、氏名の欄は名称と代表者名を記入すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第15号の次に次の3様式を加える。

様式第15号の2（第8条関係）

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 —

申請者 主たる事務所の所在地
名称
電話番号 — —

代表者氏名 印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第13条の9の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

指定管理鳥獣捕獲等事業 の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業 の実施区域	
従事者の住所、氏名、職 業及び生年月日	別紙名簿のとおり

（注） 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

付表

指定管理鳥獣捕獲等事業者の従事者名簿

住所	氏名	印	職業	生年月日	※銃器を使用する場合			備考
					所持許可番号	許可年月日	銃器の種類	

(注) ※については、銃器を使用する場合は、当該従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃器について記載し、銃器の種類欄には散弾銃（ライフル銃の場合にあってはその旨）、空気銃等の別について記載すること。

様式第15号の3（第8条関係）

年 月 日	
認定証再交付申請書 認定証亡失届出書	
佐賀県知事 様	
住所	(〒 -) (電話番号 - -)
名称	
代表者の氏名	印
<p>(該当項目の□に✓印を付す)</p> <p><input type="checkbox"/> 再交付申請 下記のとおり認定証を亡失（滅失）したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の9第3項の規定により認定証の再交付を申請します。</p> <p><input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり認定証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の9第5項の規定により届け出ます。</p>	
認定証	番号
	交付年月日
亡失・滅失した事情	年 月 日

- (注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□に✓印を付すること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第15号の4（第8条関係）

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 _____
 申請者 主たる事務所の所在地
 名称 _____
 電話番号 _____
 代表者氏名 _____ 印

下記の事業従事者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であることを証明するとともに、狩猟について必要な適性を有することについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第59条の2の規定に基づき、提出します。

事業従事者の氏名	適性を有することを確認した日	適性を有することを確認した方法	結果

記載上の注意事項

- 1 適正を有することを確認した日欄には、狩猟免許の更新の申請前1年以内の年月日を記載すること
- 2 適正を有することを確認した方法欄には、安全管理規程に定める事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項のうち、視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項に基づき実施した方法（医師の診断書、健康診断の結果等）を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

留意事項

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者が作成すること。
- 2 複数人分をまとめて作成することができる。
- 3 この証明書は、本証明書が発行された日から3か月以内に限り有効とする。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第16号（第12条関係） 略 <u>佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例</u> （平成24年佐賀県条例第56号）第5条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。 略</p>	<p>様式第16号（第12条関係） 略 <u>佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> <u>施行条例</u>（平成24年佐賀県条例第56号）第5条の規定により、 次のとおり手数料の減免を申請します。 略</p>

（佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（捕獲等の禁止の適用除外） 第52条 条例第56条第2号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定により許可を得て捕獲等をするもの (4)・(5) 略</p>	<p>（捕獲等の禁止の適用除外） 第52条 条例第56条第2号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定により許可を得て捕獲等をするもの (4)・(5) 略</p>

（佐賀県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第3条 佐賀県立自然公園条例施行規則（昭和49年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為） 第14条 条例第14条第10項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為） 第14条 条例第14条第10項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p>

改正前	改正後
(1)～(43)の5 略 (43)の6 自然公園において <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。 (43)の7～(46) 略	(1)～(43)の5 略 (43)の6 自然公園において <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。 (43)の7～(46) 略

（佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則の一部改正）

第4条 佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（休場日） 第5条 条例第4条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち射撃センターの休場日は、12月29日から翌年1月3日までを除き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数を限度とする。 (1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第11条第2項に規定する期間 1週間につき3日 (2) 略 2 略	（休場日） 第5条 条例第4条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち射撃センターの休場日は、12月29日から翌年1月3日までを除き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数を限度とする。 (1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第11条第2項に規定する期間 1週間につき3日 (2) 略 2 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年5月29日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。